令和3年度豊橋市競輪事業特別会計弾力条項適用について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第4項の規定により、令和

3年度豊橋市競輪事業特別会計において弾力条項の適用を決定し、その経費を次

のとおり使用する。

第1条 歳入歳出予算の弾力条項を適用する総額は、450,000千円とする。

2 歳入歳出予算の弾力条項の適用の区分及び該当区分ごとの金額は、別表に定

めるところによる。

令和4年3月1日適用

豊橋市長 浅 井 由 崇

別 表

歳 入

款	項	既定額	増加収入額	計
		千円	千円	千円
1 事業収入		20, 802, 096	450, 000	21, 252, 096
	1 事業収入	20, 802, 096	450, 000	21, 252, 096
歳入	合 計	21, 745, 000	450, 000	22, 195, 000

歳 出

	款	項	既定額	弾力条項適用額	計	
			千円	千円	千円	
1	競輪事業費		21, 463, 999	450, 000	21, 913, 999	
		1 競輪開催費	21, 463, 999	450, 000	21, 913, 999	
	歳 出	合 計	21, 745, 000	450, 000	22, 195, 000	

競輪事業特別会計

競輪事業特別会計弾力条項適用明細書

1 歳 入

款 項 目	既定額	増加収入額	計
1 事業収入	千円 20, 802, 096	千円 450,000	千円 21, 252, 096
1 事業収入	20, 802, 096	450, 000	21, 252, 096
勝者投票券 2 売 上 金	20, 800, 000	450, 000	21, 250, 000
歳入合計	21, 745, 000	450, 000	22, 195, 000

	節			W.	пп
区	分	金	額	説	明
			千円		千円
1 1	者投票券	45	50,000		

2 歳 出

44	/	弾力条項	弾力条項 │		条項適用	適用額の財源内訳		
款項目	既 定 額	適用額	計	特	定財	源	\$UH-KAE	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 競輪事業費	21, 463, 999	450,000	21, 913, 999	0	0	0	450,000	
1 競輪開催費	21, 463, 999	450,000	21, 913, 999	0	0	0	450,000	
3 払戻金	15, 600, 000	450, 000	16, 050, 000	0	0	0	450, 000	
15 JJ A =1	04 745 000	450.000	00 105 000				450.000	
歳出合計	21, 745, 000	450, 000	22, 195, 000	0	0	0	450, 000	

節		説	明			
X	分	金	額			
			千円			千円
22	償還金、利子 及び割引料	450	0,000	1. 勝者投票券払戻金		450, 000